

大和都市計画道路の変更(奈良県決定)

都市計画道路中 3・4・305号城廻り線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・305	しろまわりせん 城廻り線	やまとこおりやましかん 大和郡山市観 のんじちょう 音寺町	やまとこおりやましき 大和郡山市北 たかじまち 鍛冶町	やまとこおりやましのがいとちょう にしかんのんじ 大和郡山市野垣内町、西観音寺 ちょう きたかじまち きたこおりやまちよう うえ 町、北鍛冶町、北郡山町、 植 つきちょう じょうないちょう てんりちょう かんざ 槻町、城内町、 天理町、冠山 んちょう みなみこおりやまちよう ふじわらちよう じよ 町、 南郡山町、 藤原町、城 うなんちょう みのやまちよう にいきちょう にしお 南町、 箕山町、新木町、西岡 かまち、やなぎまち、やなぎごちようめ、たかだちよう、 町、柳町、柳五丁目、高田町、 たかだぐちよう、のがいとちょう、にしのがいとち 高田口町、野垣内町、西野垣内 う、 ちゃまち、みなみかじまち、なかかじまち 町、茶町、南鍛冶町、中鍛冶町	約5,330m	地表式	2車線	16m(12～ 29m)	J R 関西本線と立体交差 近鉄橿原線と立体交差 2箇所 幹線街路三の丸線と立体 交差 幹線街路と平面交差6箇所	

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」
理由：別紙、理由書のとおり

都市計画道路 城廻り線の変更理由書

1. 都市計画道路 城廻り線の概要

都市計画道路 城廻り線は、起点を大和郡山市観音寺町、終点を大和郡山市北鍛冶町とする、標準幅員16m、2車線、延長約5,330mの幹線街路である。

城廻り線は、大和郡山市中心部を環状し、(都)藪町線、(都)郡山生駒線、(都)丸山山田線等と交差し、(都)九条線を経て奈良県の南北軸である(都)国道24号バイパス線と接続するとともに、世界遺産「古都奈良の文化財」と「法隆寺地域の仏教建造物」を連携する主要地方道奈良大和郡山斑鳩線の一部をなすことから、大和郡山市域のみならず、大和平野地域の連携・交流機能を強化する上で重要な役割を担っている。

昭和24年に都市計画決定し、昭和48年に現在の区間に変更し、最終平成15年に都市計画変更(車線明記のみ)を行っている。

整備状況は、延長約5,300mの内、約3,200mが概成済みであるが、残りの区間については事業化がなされていない状況である。

2. 都市計画道路 城廻り線の変更の内容

(1) 変更の理由

都市計画道路 城廻り線は、近鉄橿原線の九条第9号踏切と平面交差で計画されており、都市計画決定後、(都)九条線とともに整備が進み、昭和59年に(都)九条線を経て(都)国道24号バイパス線まで接続することとなった。それに伴い、都市計画道路 城廻り線の交通量が増大し近鉄橿原線との踏切部や北郡山交差点において慢性的に渋滞が発生している状況である。

また、現在都市計画の手続きを進めている京奈和自動車道(大和北道路)のアクセス道路として、(都)九条線を経て、(仮称)大和郡山北インターチェンジと接続することとしている。

こうした状況から、大和郡山市域の適正な交通流動の確保のみならず大和北道路の整備効果を最大限発揮するため、近鉄橿原線との交差点において通過交通を円滑に流す機能を立体交差に持たせるとともに、駅及び本都市計画道路周辺の公共公益施設等へのアクセス機能を副道に持たせること、及び、北郡山交差点において右折車線を設けることにより、東西方向の交通流動の円滑化を図ることが必要となったものである。

(2) 変更の内容

大和郡山市北郡山交差点から大和郡山市天理町地内の主要地方道枚方大和郡山線との交差点までの約900mについて以下の変更を行う。

- ・ 幅員を16m～29mとする。
- ・ 近鉄橿原線との交差を立体交差(地下)とする。
- ・ 立体交差の区間に副道を設ける。